

議案第5号

杉並区教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例

上記の議案を提出する。

平成29年2月13日

提出者 杉並区長 田 中 良

杉並区教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第23条第1項の規定に基づき、スポーツに関する事務（学校における体育に関することを除く。）は、区長が管理し、及び執行することとする。

附 則

- 1 この条例は、平成29年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 杉並区組織条例（平成13年杉並区条例第5号）の一部を次のように改正する。

第4条区民生活部の項中第6号を第7号とし、第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

（5） スポーツの振興に関すること。

- 3 杉並区立公園条例（昭和51年杉並区条例第27号）の一部を次のように改正する。

第3条第4項中「（教育委員会が所管する有料施設については、教育委員会）」を削る。

第3条の7中「有料施設」の次に「（次条に規定する有料施設を除く。同条を除き、以下同じ。）」を加える。

第4条の見出し中「教育委員会が所管する有料施設」を「運動施設」に改め、同条中「教育委員会が所管する有料施設」を「有料施設（都市公園法施行令第5条第4項に規定する運動施設に限る。）」に改める。

- 4 杉並区体育施設等に関する条例（昭和32年杉並区条例第3号）の一部を次のように改正する。

第1条中「である杉並区教育委員会（以下「委員会」という。）が所管する有料施設（）」を「（同条例第4条に規定する有料施設に限る。）」に改める。

第2条第2項中「委員会が管理する」を削る。

第3条の2中「杉並区教育委員会規則（以下「委員会規則」という。）」を「規則」に改める。

第4条中「委員会」を「区長」に改める。

第5条第2項中「委員会規則」を「規則」に改める。

第6条ただし書中「委員会規則で別に」を「規則で」に改める。

第7条第2項中「委員会」を「区長」に改める。

第8条第1項中「委員会は、委員会規則」を「区長は、規則」に改め、同条第2項中「委員会規則」を「規則」に改める。

第9条第1項ただし書中「委員会は、委員会規則」を「区長は、規則」に改め、同条第2項ただし書中「委員会規則」を「規則」に改める。

第10条中「使用者は」を「第4条の規定により体育施設等の使用の承認を受けたもの（以下「使用者」という。）は、」に改める。

第11条中「体育施設等に特別の施設をしたり、」を「、体育施設等の施設に特別の設備をし、又は」に改め、同条ただし書中「委員会」を「区長」に改める。

第12条中「一に」を「いずれかに」に、「委員会は」を「区長は体育施設等の」に改め、同条各号中「とき」を「とき。」に改める。

第13条中「委員会は」を「区長は、」に、「一に」を「いずれかに」に改め、「ときは、」の次に「体育施設等の」を加え、「変更・」を「変更又は」に、「又は承認の取消」を「若しくは承認の取消し」に改め、同条第1号中「とき」を「とき。」に改め、同条第2号及び第3号中「委員会」を「区長」に、「とき」を「とき。」に改める。

第15条中「体育施設等」を「、体育施設等」に改め、同条ただし書中「委員会」を「区長」に改める。

第16条に後段として次のように加える。

この場合において、第4条、第11条ただし書、第12条、第13条及び前条ただし書中「区長」とあるのは、「杉並区教育委員会」と読み替えるものとする。

第17条中「委員会」を「区長」に改める。

第17条の2第3項中「委員会の教育長」を「杉並区教育委員会の教育長」に改める。

第18条第1項中「委員会は」を「区長は」に、「委員会規則」を「規則」に改め、同条第2項中「委員会規則」を「規則」に、「委員会に」を「区長に」に改め、同条第3項中「委員会は」を「区長は」に改め、同項第6号中「委員会規則」を「規則」に改める。

第19条及び第20条中「委員会」を「区長」に改める。

第21条中「委員会規則」を「規則」に、「委員会に」を「区長に」に改める。

第22条中「委員会」を「区長」に改める。

第23条中「委員会が」を「区長又は杉並区教育委員会が別に」に改める。

別表第2付記を削る。

別表第3付記2ただし書中「委員会規則」を「規則」に改め、同表付記4中「委員会」を「区長」に改め、同表付記5中「委員会規則」を「規則」に改める。

別表第4付記3ただし書中「委員会規則」を「規則」に改め、同表付記5中「委員会」を「区長」に改め、同表付記6中「委員会規則」を「規則」に改める。

- 5 施行日前にこの条例による改正前の杉並区体育施設等に関する条例の規定により杉並区教育委員会（以下「教育委員会」という。）に対して行われた体育施設等の使用の申請その他の行為（杉並区体育施設等に関する条例の一部を改正する条例（平成28年杉並区条例第46号）附則第2項の規定により教育委員会に対して行われた杉並区永福体育館の使用の申請その他の行為とみなされるものを含む。）又は教育委員会が行った体育施設等の使用の承認その他の行為（同項の規定により教育委員会が行った杉並区永福体育館の使用の承認その他の行為とみなされるものを含む。）は、それぞれ区長に対して行われたもの又は区長が行ったものとみなす。

（提案理由）

教育に関する事務の職務権限の特例を定める等の必要がある。

杉並区教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例新旧対照表（抄）

附則第2項による改正（杉並区組織条例の一部改正）

新 条 例	旧 条 例
<p>(分掌事務)</p> <p>第4条 部の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>政策経営部 略</p> <p>総務部 略</p> <p>区民生活部</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p><u>(5) スポーツの振興に関することと。</u></p> <p><u>(6) 略</u></p> <p><u>(7) 略</u></p> <p>保健福祉部 略</p> <p>都市整備部 略</p> <p>環境部 略</p>	<p>(分掌事務)</p> <p>第4条 部の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>政策経営部 略</p> <p>総務部 略</p> <p>区民生活部</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p><u>(5) 略</u></p> <p><u>(6) 略</u></p> <p>保健福祉部 略</p> <p>都市整備部 略</p> <p>環境部 略</p>

附則第3項による改正（杉並区立公園条例の一部改正）

新 条 例	旧 条 例
<p>(区立公園の設置、変更、廃止等)</p> <p>第3条 略</p> <p>2及び3 略</p> <p>4 有料施設の名称及び規模その他必要な事項は、区長_____</p>	<p>(区立公園の設置、変更、廃止等)</p> <p>第3条 略</p> <p>2及び3 略</p> <p>4 有料施設の名称及び規模その他必要な事項は、区長<u>(教育委員会が所管する有料施設については、教育委員会)</u></p>

が定め、告示する。

(休園日及び開園時間等)

第3条の7 都市公園の休園日及び開園時間並びに有料施設(次条に規定する有料施設を除く。同条を除き、以下同じ。)の休業日及び使用時間は、規則で定める。

(運動施設_____の特例)

第4条 有料施設(都市公園法施行令第5条第4項に規定する運動施設に限る。)の管理について必要な事項は、別に定める。

が定め、告示する。

(休園日及び開園時間等)

第3条の7 都市公園の休園日及び開園時間並びに有料施設_____の休業日及び使用時間は、規則で定める。

(教育委員会が所管する有料施設の特例)

第4条 教育委員会が所管する有料施設_____の管理について必要な事項は、別に定める。

附則第4項による改正(杉並区体育施設等に関する条例の一部改正)

新 条 例	旧 条 例
<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、杉並区体育施設(以下「体育施設」という。)の設置及び管理並びに杉並区立公園条例(昭和51年杉並区条例第27号)に基づく公園施設(同条例第4条に規定する有料施設に限る。_____以下「公園施設」という。)及び杉並区立杉並第十小学校温水プール(学校教育上支障のない使用の場合に限る。以下「杉十小温水プール」という。)の管理について、必要</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、杉並区体育施設(以下「体育施設」という。)の設置及び管理並びに杉並区立公園条例(昭和51年杉並区条例第27号)に基づく公園施設である杉並区教育委員会(以下「委員会」という。)が所管する有料施設(以下「公園施設」という。)及び杉並区立杉並第十小学校温水プール(学校教育上支障のない使用の場合に限る。以下「杉十小温水プール」という。)の管理について、必要</p>

な事項を定めることを目的とする。

(設置等)

第2条 略

2 _____公園施設の名称及び位置は、別表第2のとおりとする。

(休場日及び開場時間)

第3条の2 体育施設等の休場日及び開場時間は、規則_____

_____で定める。

(使用)

第4条 体育施設等を使用しようとするものは、区長の承認を受けなければならない。

(使用料等)

第5条 略

2 前項の規定にかかわらず、規則_____で定める団体が使用する場合には、別表第3又は別表第4に定める額(一般使用に係るものを除く。)の2分の1に相当する額とする。

(使用料の納付)

第6条 使用料は、使用するときまでに納付しなければならない。ただし、これにより難い場合は、規則で_____定めるところによる。

(利用料金の納付等)

第7条 略

な事項を定めることを目的とする。

(設置等)

第2条 略

2 委員会が管理する公園施設の名称及び位置は、別表第2のとおりとする。

(休場日及び開場時間)

第3条の2 体育施設等の休場日及び開場時間は、杉並区教育委員会規則(以下「委員会規則」という。)で定め

る。

(使用)

第4条 体育施設等を使用しようとするものは、委員会の承認を受けなければならない。

(使用料等)

第5条 略

2 前項の規定にかかわらず、委員会規則で定める団体が使用する場合には、別表第3又は別表第4に定める額(一般使用に係るものを除く。)の2分の1に相当する額とする。

(使用料の納付)

第6条 使用料は、使用するときまでに納付しなければならない。ただし、これにより難い場合は、委員会規則で別に定めるところによる。

(利用料金の納付等)

第7条 略

2 別表第4に規定するプールに係る一般使用の際の利用料金の納付については、別表第5に定める使用券によることができる。この場合において必要な事項は、区長が定める。

3 略

(使用料等の減免)

第8条 区長は、規則 で定める特別の事由があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

2 指定管理者は、前項の規則 で定める特別の事由があると認めるときは、利用料金を減額し、又は免除することができる。

(使用料等の不還付)

第9条 既に納付した使用料は還付しない。ただし、区長は、規則 で定める特別の事由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

2 既に納付した利用料金は還付しない。ただし、指定管理者は、前項の規則 で定める特別の事由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(使用権の譲渡禁止)

第10条 第4条の規定により体育施設等の使用の承認を受けたもの (以下

2 別表第4に規定するプールに係る一般使用の際の利用料金の納付については、別表第5に定める使用券によることができる。この場合において必要な事項は、委員会が定める。

3 略

(使用料等の減免)

第8条 委員会は、委員会規則で定める特別の事由があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

2 指定管理者は、前項の委員会規則で定める特別の事由があると認めるときは、利用料金を減額し、又は免除することができる。

(使用料等の不還付)

第9条 既に納付した使用料は還付しない。ただし、委員会は、委員会規則で定める特別の事由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

2 既に納付した利用料金は還付しない。ただし、指定管理者は、前項の委員会規則で定める特別の事由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(使用権の譲渡禁止)

第10条 使用者は

「使用者」という。)は、使用の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

(設備の変更禁止)

第11条 使用者は、体育施設等の施設に特別の設備をし、又は変更を加えてはならない。ただし、あらかじめ区長の承認を受けたときは、この限りでない。

(使用の不承認)

第12条 次の各号のいずれかに該当するときは、区長は体育施設等の使用を承認しない。

(1) 公安を害するおそれがあると認めたとき。

(2) 管理上支障があると認めたとき。

(使用の制限)

第13条 区長は、次の各号のいずれかに該当するときは、体育施設等の使用条件の変更又は使用の停止若しくは承認の取消しをすることができる。

(1) 使用の目的に違反したとき。

(2) この条例及び区長の指示に従わないとき。

(3) 区長が必要と認めたとき。

(損害賠償)

第15条 使用者は、体育施設等に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、区長がや

_____使用の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

(設備の変更禁止)

第11条 使用者は体育施設等に特別の施設をしたり、_____変更を加えてはならない。ただし、あらかじめ委員会の承認を受けたときは、この限りでない。

(使用の不承認)

第12条 次の各号の一に_____該当するときは、委員会は_____使用を承認しない。

(1) 公安を害するおそれがあると認めたとき_____

(2) 管理上支障があると認めたとき_____

(使用の制限)

第13条 委員会は次の各号の一に_____該当するときは、_____使用条件の変更・使用の停止又は承認の取消_____をすることができる。

(1) 使用の目的に違反したとき_____

(2) この条例及び委員会の指示に従わないとき_____

(3) 委員会が必要と認めたとき_____

(損害賠償)

第15条 使用者は体育施設等に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、委員会がや

むを得ない事由があると認めるときは、その額を減額し、又は免除することができる。

(杉十小温水プールの管理)

第16条 杉十小温水プールの管理については、杉並区立学校施設使用料条例(昭和39年杉並区条例第4号)に規定するもののほか、第3条、第4条及び第10条から前条までの規定を準用する。この場合において、第4条、第11条ただし書、第12条、第13条及び前条ただし書中「区長」とあるのは、「杉並区教育委員会」と読み替えるものとする。

(指定管理者による管理)

第17条 区長は、第3条に規定する趣旨を効果的に達成するため必要があると認めるときは、法人その他の団体であつて区長が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に、体育施設等の管理の業務のうち次に掲げるもの(以下「管理の業務」という。)を行わせることができる。

(1)～(3) 略

(4) 施設及び設備の維持管理(区長が指定する修繕等を除く。)に関すること。

(5) 前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認める業務

むを得ない事由があると認めるときは、その額を減額し、又は免除することができる。

(杉十小温水プールの管理)

第16条 杉十小温水プールの管理については、杉並区立学校施設使用料条例(昭和39年杉並区条例第4号)に規定するもののほか、第3条、第4条及び第10条から前条までの規定を準用する。

(指定管理者による管理)

第17条 委員会は、第3条に規定する趣旨を効果的に達成するため必要があると認めるときは、法人その他の団体であつて委員会が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に、体育施設等の管理の業務のうち次に掲げるもの(以下「管理の業務」という。)を行わせることができる。

(1)～(3) 略

(4) 施設及び設備の維持管理(委員会が指定する修繕等を除く。)に関すること。

(5) 前各号に掲げるもののほか、委員会が必要と認める業務

(管理の業務を行うことができない法人等)

第17条の2 略

2 略

3 杉並区教育委員会の教育長若しくは委員、杉並区選挙管理委員会の委員、杉並区監査委員又は杉並区農業委員会の委員（以下この項において「委員等」という。）が無限責任社員等となっている法人その他の団体は、委員等のそれぞれの職務に関し、指定管理者として管理の業務を行うことができない。

(指定管理者の指定)

第18条 区長は、体育施設等の指定管理者を指定しようとするときは、公募又は規則で定める方法によるものとする。

2 指定管理者としての指定を受けようとするものは、規則で定めるところにより、区長に申請しなければならない。

3 区長は、前項の規定による申請があつたときは、次に掲げる基準により最も適切な管理を行うことができると認めるものを指定管理者の候補者として選定し、区議会の議決を経て指定管理者に指定するものとする。

(1)～(5) 略

(管理の業務を行うことができない法人等)

第17条の2 略

2 略

3 委員会の教育長若しくは委員、杉並区選挙管理委員会の委員、杉並区監査委員又は杉並区農業委員会の委員（以下この項において「委員等」という。）が無限責任社員等となっている法人その他の団体は、委員等のそれぞれの職務に関し、指定管理者として管理の業務を行うことができない。

(指定管理者の指定)

第18条 委員会は、体育施設等の指定管理者を指定しようとするときは、公募又は委員会規則で定める方法によるものとする。

2 指定管理者としての指定を受けようとするものは、委員会規則で定めるところにより、委員会に申請しなければならない。

3 委員会は、前項の規定による申請があつたときは、次に掲げる基準により最も適切な管理を行うことができると認めるものを指定管理者の候補者として選定し、区議会の議決を経て指定管理者に指定するものとする。

(1)～(5) 略

(6) 前各号に掲げるもののほか、規則 _____ で定める基準

(指定管理者の指定の取消し等)

第19条 区長 は、指定管理者が次の各号のいずれかに該当するときは、前条第3項の規定による指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

(1) 管理の業務又は経理の状況に関する区長 の指示に従わないとき。

(2)及び(3) 略

2 前項の規定により指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部（利用料金の収受を含む場合に限る。）の停止を命じた場合等で、区長 が臨時に体育施設等の管理運営を行うときに限り、新たに指定管理者を指定し、又は当該停止の期間が終了するまでの間、別表第4に定める額の範囲内において、区長 _____ が定める使用料を徴収する。

(指定管理者の告示)

第20条 区長 は、指定管理者を指定し、若しくは指定を取り消したとき、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、遅滞なくその旨を告示するものとする。

(事業報告書の作成及び提出)

(6) 前各号に掲げるもののほか、委員会規則 で定める基準

(指定管理者の指定の取消し等)

第19条 委員会 は、指定管理者が次の各号のいずれかに該当するときは、前条第3項の規定による指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

(1) 管理の業務又は経理の状況に関する委員会 の指示に従わないとき。

(2)及び(3) 略

2 前項の規定により指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部（利用料金の収受を含む場合に限る。）の停止を命じた場合等で、委員会 が臨時に体育施設等の管理運営を行うときに限り、新たに指定管理者を指定し、又は当該停止の期間が終了するまでの間、別表第4に定める額の範囲内において、委員会 _____ が定める使用料を徴収する。

(指定管理者の告示)

第20条 委員会 は、指定管理者を指定し、若しくは指定を取り消したとき、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、遅滞なくその旨を告示するものとする。

(事業報告書の作成及び提出)

第21条 指定管理者は、毎年度終了後
(年度の途中において指定を取り消されたときは、その取り消された日以後)、規則で定めるところにより、管理の業務に関し事業報告書を作成し、区長に提出しなければならない。

(協定の締結)

第22条 区長は、次に掲げる事項について、指定管理者と協定を締結するものとする。

(1)～(3) 略

(委任事項)

第23条 この条例の施行について必要な事項は、区長又は杉並区教育委員会が別に定める。

第21条 指定管理者は、毎年度終了後
(年度の途中において指定を取り消されたときは、その取り消された日以後)、委員会規則で定めるところにより、管理の業務に関し事業報告書を作成し、委員会に提出しなければならない。

(協定の締結)

第22条 委員会は、次に掲げる事項について、指定管理者と協定を締結するものとする。

(1)～(3) 略

(委任事項)

第23条 この条例の施行について必要な事項は、委員会が _____ 定める。